

C-1

常勤・非常勤教職員新補償制度の概要およびメリット

当補償制度の概要

当補償制度は、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団が契約者となり、各会員校を被保険者とする包括契約となります。そのため、従来の個別契約に比べ、契約時における様々な事務諸手続きが大幅に簡素化され、また、加入時期においても毎月1日加入が可能となりました。

契約当初は、1名あたりの暫定保険料でご契約いただき、満期時に**実際の勤務時間により、確定精算**（追徴もしくは返金）を行います。

尚、財団統一の災害補償規程に基づいた補償内容（次ページC-3参照）での加入となり、保険金支払い等の実務に関しましても、その規程に基づき処理対応されます。

当補償制度のメリット

- 従来の傷害保険は、職員の就業時間に関わらず、1名あたり〇〇円で計算しております。当補償制度では、会員校の常勤・非常勤教職員の**総勤務時間平均により保険料を計算**するため、**無駄の無い保険料設定**となります。
- 地震・津波・噴火等の**天災**に起因した事故も自動的に補償します。
- 傷害のみならず、**熱中症・細菌性食中毒・特定疾病【注1】**も補償対象です。
- 財団包括のため、**加入申込書1枚のみで簡単に契約可能**です。
- **政府労災適用の有無に関係なく**この補償制度をご利用いただけます。

C-2

常勤・非常勤教職員新補償制度の補償内容および金額

- 保険期間:平成24年4月1日～平成25年4月1日(中途での加入も可)

	補償の対象者	補償の対象事由	保険種類	補償項目	補償金額
基本契約	常勤教職員 および 非常勤教職員 全員加入	業務従事中の 国内外でのケガ (天災含む) または 特定疾病 【注1】	1.団体総合 補償制度 費用保険 (企業・団体災害 扶助規程担保特約)	死亡補償(ケガ)	500万円
				死亡補償(特定疾病)	500万円
				後遺障害補償(ケガ)	20万～500万円
				後遺障害補償(特定疾病)	20万～500万円
				入院補償(ケガ)	3,000円
				入院補償(特定疾病)	3,000円
				通院補償(ケガ)	2,000円
通院補償(特定疾病)	2,000円				

【注1】特定疾病・・・次の疾病をいいます。

- ① 急性虚血性心疾患(いわゆる心筋梗塞)、急性心不全等の急性心疾患
- ② くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患
- ③ 気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患
- ④ 細菌性食中毒
- ⑤ 日射病・熱射病等の熱中症/脱水症
- ⑥ 低体温症

死亡補償	500万円
後遺障害補償	20万～500万円
入院補償	3,000円
通院補償	2,000円
暫定保険料	1名：4,010円

商品	団体総合補償制度費用保険
人数	常勤教職員：10名 非常勤教職員：40名
勤務日数	常勤教職員：週5日勤務 非常勤教職員：週2日勤務
勤務時間	常勤教職員：1日8時間 非常勤教職員：1日4時間
往復途上	補償あり

【契約満期時】

当保険は、契約当初は上記暫定保険料をいただき、満期時に1年間の確定した勤務時間をご通知いただく確定精算方式となります。そのため、実際の勤務実態により追加保険料もしくは返戻保険料が発生する場合がございます。

- 右記申込書1枚で簡単にご加入いただけます。
- ご加入ご希望の場合は、
(財)職業教育・キャリア教育財団認定事務局
株式会社 ジャパン・プロテクト・システムズまでご連絡ください。
申込書をメールにて送付いたします。
- 非常勤教職員のための補償をご希望の場合もお気軽にご連絡下さい。
(保険料が変わります)

【連絡先】

東京・大阪事務所共通

TEL:0120-396-390

4月1日新規加入用

締切日：平成 年 月 日 ()

一般財団法人職業教育・キャリア教育財団
団体総合補償制度費用保険加入申込書

平成 年 月 日

一般財団法人職業教育・キャリア教育財団 理事長 様

学校名

代表者名

④

当校は、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団が保険契約者となり、当校が被保険者となる「一般財団法人職業教育・キャリア教育財団団体総合補償制度費用保険」を職員に周知し加入することを決定いたしましたので、加入の申し込みをします。

尚、当校が行う災害補償制度の「災害補償制度規程」及び「同給付規程」は「一般財団法人職業教育・キャリア教育財団災害補償制度規程」及び「同給付規程」と同等の規程とします。

補償期間	平成 年 4月 1日 ~ 平成 年 4月 1日			
学校名	()			
所在地	〒 -			
常勤・非常勤教職員数	人	1名あたり 暫定保険料	4,010円	暫定保険料 合計額
				円

・当制度の保険料は、年間の平均的な就業時間をベースに算出しております。
そのため、満期時に確定した就業時間をご報告いただいた結果、保険金の追徴もしくは返戻が発生する場合がございます。

・保険料は、下記口座にお振込み下さい。

振込口座	三菱東京UFJ銀行	みずほ銀行	りそな銀行	ゆうちょ銀行
右記の中から お選びください。	上本町支店 普通口座 4811846	難波支店 普通口座 1022350	上六支店 普通口座 0011966	記号14150 番号 38073081
受取人	株式会社 ジャパン・プロテクト・システムズ			
お問合せ先	(財)職業教育・キャリア教育財団認定事務局 株式会社 ジャパン・プロテクト・システムズ フリーダイヤル 0120-396-390 大阪事務局 〒542-0012 大阪市中央区谷町9丁目1-22 NK谷町ビル 東京事務局 〒107-0052 東京都港区赤坂4-8-20 ASOビル			

L1210263

- この補償保険を構成する損害保険のうち、団体総合補償制度費用保険についての説明です。

団体総合補償制度費用保険

企業・団体災害扶助規程担保特約

引受保険会社:エース損害保険株式会社

保険金の名称		保険金の支払事由	保険金をお支払いできない主な事由
対象となる損害		下記の場合において、業務・活動中に偶然発生した被補償者(注1)の傷害または特定疾病(注2)〔「補償適用の原因(注3)」といひます。〕に対して、被保険者が「補償規程(注4)」に基づき、費用を負担したことにより被る損害に対して、下記の保険金を被保険者にお支払いします	下記のいずれかによって発生した損害に対しては保険金をお支払いしません。 ・ 保険契約者・被保険者・保険金受取人・被補償者の故意・重過失 ・ 被補償者の自殺行為・闘争行為・犯罪行為
死亡補償保険金		補償適用の原因が生じた直接の結果として、その補償適用の原因が生じた日から、その日を含めて180日以内に被補償者が死亡した場合。	・ 被補償者の麻薬・あへん・大麻・覚せい剤・シンナー等の使用 ・ 被補償者の無資格運転中・酒酔い運転中の事故 ・ 戦争・暴動など
後遺障害補償保険金		補償適用の原因が生じた直接の結果として、ケガをした日からその日を含めて180日以内に被補償者に後遺障害が生じた場合、または特定疾病で公的な後遺障害認定を受けた場合。支払割合(最高100%)は、後遺障害の程度に応じて決定します。	・ 被補償者の麻薬・あへん・大麻・覚せい剤・シンナー等の使用 ・ 被補償者の無資格運転中・酒酔い運転中の事故 ・ 戦争・暴動など
療養補償保険金	入院日額	補償適用の原因の治療を直接の目的として入院した場合。補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内の入院日数が対象となります。	・ 保険契約の始期直前12か月以内に医師の治療を受け、または治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病と医学的に因果関係のある急性心疾患・急性脳疾患・急性呼吸器疾患(継続契約の場合で、継続して3年以上被補償者である者を除く)
	手術保険金	療養補償保険金(入院日額)が支払われる場合で、補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内に、補償適用の原因への治療のために所定の手術を受けた場合。療養補償保険金(入院日額)に手術の種類に応じて定めた倍率(10倍、20倍、40倍)を乗じた額とします。ただし、1事故に基づく補償適用の原因につき、1回の手術に限ります。	・ 該当する補償規程がない場合 ・ 該当する補償規程を当会社が了知していない場合
	通院日額	補償適用の原因の治療を直接の目的として通院した場合。補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内の通院日数に対して、90日を限度とします。	等

(注1) 被補償者:「被保険者」である学校の常勤教職員・非常勤教職員で、被補償者名簿に記載された者

(注2) 特定疾病:次の疾病をいひます。

急性虚血性心疾患(いわゆる心筋梗塞)、急性心不全等の急性心疾患/くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患/気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患/細菌性食中毒/日射病・熱射病等の熱中症/低体温症/脱水症

(注3) 補償適用の原因:被補償者が業務・活動(※)従事中小およびその往復途上に被った傷害または特定疾病(※)あらかじめ約定した被保険者の「業務」または「活動」をいひます。

(注4) 補償規程:「被保険者」である学校が「被補償者」である常勤教職員・非常勤教職員に対する補償を定めた規程・規約・協定等で明文化されたもの